村山市老朽危険空き家除却促進事業補助金申請の流れ

事前調査申込

随時受付
申請者の条件確認（条件内容により優先順位を決める）
周辺への悪影響の確認（地区代表からの意見書により確認）
住宅の不良度の判定（市職員が現地調査により判定）

↓

調査結果通知

事前調査結果通知書により通知

↓

補助金交付申請

補助金交付申請書
（様式第５号に添付書類を添えて申請してください。）

↓

補助金交付決定

補助金交付決定通知書により通知
（上記交付申請を受け、村山市が申請者へ決定通知します。）

↓

除却工事着手

工事業者と工事請負契約を締結、着工
（補助金交付決定通知を受けた後に行ってください。）

↓

工 事 完 了

補助金交付決定日から９０日以内及び２月末

↓

工事業者への工事代金支払い

実績報告提出

工事完了後３０日以内又は当該年度の３月１０日まで

↓

実績報告書に添付書類を添えて提出

額の確定通知

額の確定通知書により通知

↓

補助金請求書提出

↓

補助金の振込

振込までは 2～3 週間ほどかかります。